

**高齢者住宅  
入居者募集**

■募集戸数5戸  
■住宅名①コンフォール貫井  
(貫井南町5-21-12) ②DK1戸(30・6平方メートル) 2階。単身世帯向け) ③グリーンタウン小金井(緑町4-12-16) ④DK3戸(38・45平方メートル) 2階、3階、5階。単身世帯向け) ⑤グリーンタウン小金井(緑町4-12-16) ⑥DK1戸(51・28平方メートル) 1階。2人世帯向け)  
■家賃①1万5千円〜3万900円 ②2万500円〜4万200円 ③2万7千円〜5万3千円 600円  
■入居予定日8月上旬  
■申込資格次のすべての要件に該当する方  
①65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の方を含む60歳以上のみの2人世帯で、市内に引き続き3年以上居住している方(所得制限があります)  
②自立している方で次のいずれかの理由により、代替の住宅を確保することが困難な方▽1年以内に立ち退くように求められている▽住宅の老朽化や、浴室がないなどにより、安全や衛生上の問題がある▽身体に障がいのある方(身体障害者手帳1〜4級)で、現住居での生活が困難である▽家賃が収入月額(年間所得から控除を差し引いた額割る12)の4割を超え、支払いに困窮している  
③緊急連絡先があること  
④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと  
他▽すでに入居申込書を提出

している方も、手続きが必要です。別途送付する通知をご確認ください▽持ち家の方は、申し込みできません  
■5月28日までに、指定の申込用紙(まちづくり推進課で配布)に必要な事項を明記し、直接、まちづくり推進課住宅係(市役所第二庁舎5階)へ  
042-387-9861へ



**花物語カフェ**  
認知症の方や家族、地域の方など、どなたでも参加できる交流の場です。  
■5月23日(日) 午後2時〜3時30分  
花物語こがねいナッシング(貫井北町2-6-25) 定6人(申込順) 申5月15日から、電話で小金井に地域包括支援センター(042-386-7373)へ

**高齢者いきいき活動講座**  
旅が好きなあなたへ  
「おへのほろ道」  
■6月23日〜7月14日の毎週水曜日午後2時〜4時(全4回)  
所 社会福祉協議会 調石井正己さん(東京学芸大学教授)  
対 おおむね60歳以上の市内在住の方 定 20人(多数抽選)  
申 5月25日(必着) までに、往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号を明記し、社会福祉協議会「おくのほろ道係」(〒184-0004本町5-36-17 042-387-0011)へ

**令和3〜5年度 あなたの介護保険料は…**

第8期介護保険 基準額 年額67,200円 (月額5,600円)

生活保護を受給している方		令和3〜5年度	令和2年度	
世帯の誰かが市民税を納めていますか はい	世帯の誰かが市民税を納めていないか はい	80万円以下	第1段階 ① 基準額×0.3 年20,100円 月1,680円	第1段階 基準額×0.3 年19,400円 月1,620円
		80万円超 120万円以下	第2段階 ② 基準額×0.4 年26,800円 月2,240円	第2段階 基準額×0.4 年25,900円 月2,160円
		120万円超	第3段階 ③ 基準額×0.7 年47,000円 月3,920円	第3段階 基準額×0.7 年45,300円 月3,780円
		80万円以下	第4段階 ④ 基準額×0.875 年58,800円 月4,900円	第4段階 基準額×0.875 年56,700円 月4,730円
		80万円超	第5段階 ⑤ 基準額×1.0 年67,200円 月5,600円	第5段階 基準額×1.0 年64,800円 月5,400円
		120万円未満	第6段階 ⑥ 基準額×1.175 年78,900円 月6,580円	第6段階 基準額×1.175 年76,100円 月6,350円
		120万円以上 210万円未満	第7段階 ⑦ 基準額×1.275 年85,600円 月7,140円	第7段階 基準額×1.275 年82,600円 月6,890円
		210万円以上 320万円未満	第8段階 ⑧ 基準額×1.45 年97,400円 月8,120円	第8段階 基準額×1.45 年93,900円 月7,830円
		320万円以上 350万円未満	第9段階 ⑨ 基準額×1.5 年100,800円 月8,400円	第9段階 基準額×1.5 年97,200円 月8,100円
		350万円以上 500万円未満	第10段階 ⑩ 基準額×1.6 年107,500円 月8,960円	第10段階 基準額×1.6 年103,600円 月8,640円
		500万円以上 750万円未満	第11段階 ⑪ 基準額×1.75 年117,600円 月9,800円	第11段階 基準額×1.75 年113,400円 月9,450円
		750万円以上 1,000万円未満	第12段階 ⑫ 基準額×2.0 年134,400円 月11,200円	第12段階 基準額×2.0 年129,600円 月10,800円
		1,000万円以上 1,500万円未満	第13段階 ⑬ 基準額×2.15 年144,400円 月12,040円	第13段階 基準額×2.15 年139,300円 月11,610円
		1,500万円以上 2,000万円未満	第14段階 ⑭ 基準額×2.30 年154,500円 月12,880円	第14段階 基準額×2.30 年149,000円 月12,420円
		2,000万円以上	第15段階 ⑮ 基準額×2.45 年164,600円 月13,720円	第15段階 基準額×2.45 年158,700円 月13,230円

**65歳以上の方の  
介護保険料額が  
変わります**

【第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の改定】  
介護保険料は3年ごとに見直しを行います。令和3〜5年度の第8期事業計画期間において必要とされる給付費を見込み、その額の23%を第1号被保険者の保険料で負担することと規定されています。要介護認定者の増加に伴い給付費は年々増加しています。保険料の上昇を少しでも抑えるため、介護給付費準備基金を活用した結果、保険料基準額は月額5,600円となりました。所得段階別保険料額は、現行どおり15段階とします。(右図)

※合計所得金額は、実際の収入から必要経費相当額と税制上の譲渡所得等の特別控除を差し引いた額です。また、第1〜5段階については、公的年金等に係る雑所得が引かれた金額です

【低所得者の負担を軽減】  
消費税を財源とした公費を投入し、住民税非課税世帯の方の保険料を軽減する仕組みを設けています。

【令和3年度納入通知書】  
7月中旬に発送します。年金からの天引き(特別徴収)の方の1回あたりの金額が変更となるのは、10月からの予定です。8月までの3回と10月からの3回では、金額に差が生じますのでご了承ください。

**納め忘れはありませんか  
令和2年度の介護保険料**

65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料は、年金からの天引き(特別徴収)または市から送付する納付書により納付(普通徴収)していただいています。

令和2年度の介護保険料は、5月31日(月)まで、お手元の納付書で納められます。できるだけお早めに納付してください。

納付書を紛失した場合は、再発行しますので、お申し出ください。

問 介護福祉課介護保険係(042-387-9921)

①生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方または世帯全員が市民税非課税の方で、「課税年金収入額+合計所得金額(※)」が80万円以下の方  
②世帯全員が市民税非課税の方で、「課税年金収入額+合計所得金額(※)」が80万円超120万円以下の方  
③世帯全員が市民税非課税の方で、「課税年金収入額+合計所得金額(※)」が120万円超の方  
④世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、「課税年金収入額+合計所得金額(※)」が80万円以下の方  
⑤世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、第4段階以外の方  
⑥〜⑮本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※)が各段階の該当額の範囲内の方